

令和 3 年度

第 18 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 4 年 2 月 22 日

芽室町教育委員会

会 議 錄

令和4年2月22日第18回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階第7会議室で開催した。

○開会時間 16時00分

○閉会時間 17時56分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏
委員 福井栄子
委員 松久大樹
委員 土井楨悟

○欠席委員 なし

○出席職員 教育長 程野仁
教育推進課長 有澤勝昭
生涯学習課長 日下勝祐
教育推進課課長補佐 清末有二
生涯学習課図書館長 藤澤英樹
教育推進課給食センター長 森真由美
生涯学習課社会教育係長 村島志津佳
教育推進課教育総務係長 金須智秋
教育推進課教育推進係長 橋本岳
生涯学習課スポーツ振興係主事 川瀬吉澄

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 33 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第 5 報告第 34 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第 6 報告第 35 号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第 7 議案第 45 号 芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）
- 日程第 8 議案第 46 号 令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件（非公開）
- 日程第 9 議案第 47 号 令和 3 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第 10 議案第 48 号 令和 3 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第 11 議案第 49 号 令和 4 年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）
- 日程第 12 議案第 50 号 令和 4 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 13 議案第 51 号 条例廃止（芽室町勤労青少年ホーム条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 14 議案第 52 号 条例廃止（芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 15 議案第 53 号 芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則廃止の件
- 日程第 16 議案第 54 号 条例改正（芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第 17 議案第 55 号 芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第 18 議案第 56 号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第 19 議案第 57 号 芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第 20 議案第 58 号 令和 3 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 5 名であり、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第 18 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」について、本会議の会議録署名委員

は土井楨悟委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長　日程第2「前会議録の承認」のところですが、会議録について、質疑等ございませんか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長　質疑ないということで、会議録どおり承認をいたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長　日程第3「教育長の報告」について、まず、私から1点であります。御承知のとおり、3学期に入ってから、町内各校で断続的に新型コロナの関係で学級閉鎖等が続いており、心配する状況であります。各学校では継続して感染拡大予防防止等について留意しながら、何とか子供たちの学びの保証を図るように努めているところであります。

各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長　教育推進課。

まず1月26日、令和4年度予算の理事者査定がありました。後ほど、予算案を説明させていただきます。1月27日になります。第4回目の不登校支援システム構築協議会を開催いたしました。本協議会で協議いたしました指針につきましては、3月中に教育委員会会議の中で御説明をさせていただきたいと思います。それと2月1日と2月16日、厚生文教常任委員会のほうで新年度の教育推進課の主な事業を説明させていただいております。また、2月7日に令和4年度の一般教職員人事異動の二次協議を十勝教育部で実施しております。恐らく、見込みでは今月中には来年度の先生たちの顔ぶれが見えてくるのだなという状況でございます。

以上です。

○程野教育長　生涯学習課長。

○日下生涯学習課長　2ページです。

生涯学習課所管の事業ですけれども、中ほど2月14日、後ほど説明いたしますけれども、文化賞、スポーツ賞の受賞に対しての諮問をし、答申を受けた社会教育委員会議が開催されております。同じく2月15日、これも後ほど説明させていただきますけれども、公民館の改修に伴う室料、利用料の改定について使用料等審議会に諮問をし、答申をいただいたという会議が実施しております。

以下、地域学校協働活動については記載のとおりです。

以上です。

○程野教育長 以上、報告のとおりといたします。

この後の会議において、12件の非公開の日程がありますので、事前に非公開の決定をお願いいたします。

日程第5「報告第34号芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、日程第6「報告第35号区域外就学認定の件（非公開）」、日程第7「議案第45号芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）」、日程第9「議案第47号令和3年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）」、日程第10「議案第48号令和3年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開したいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第12「議案第50号令和4年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」から日程第14「議案第52号条例廃止（芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」までの3件及び日程第16「議案第54号条例改正（芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」及び日程第20「議案第58号令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第8「議案第46号令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件（非公開）」及び日程第11「議案第49号令和4年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第6号に規定する、その他公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、以上12件、非公開といたします。

○日程第4「報告第33号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 それでは、日程第4「報告第33号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 1ページになります。

日程第4「報告第33号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので、報告いたします。

2ページを御覧ください。

令和3年度就学援助認定総括表であります。令和4年2月申請数は2世帯で、1世帯が準要保護世帯として認定となり、もう1世帯につきましては、認定基準外であったことから不認定となっております。

3ページの2月7日現在での申請世帯は159世帯、認定世帯は142世帯で、内訳は、要保護世帯が1世帯、準要保護世帯が141世帯となっております。なお、不認定世帯は17世帯となっております。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校で115名、中学校で93名、合計で208名となっており、認定率は12.4%となっております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 本件について報告がございました。

質疑はございますか。よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 本件について、報告のとおりといたします。

◎日程第5「報告第34号芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第5「報告第34号芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第6「報告第35号区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第6「報告第35号区域外就学認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第7「議案第45号芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）」

○程野教育長 日程第7「議案第45号芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第8「議案第46号令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

の広報誌掲載の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 8「議案第 46 号令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 9「議案第 47 号令和 3 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 9「議案第 47 号令和 3 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 10「議案第 48 号令和 3 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 10「議案第 48 号令和 3 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 11「議案第 49 号令和 4 年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 11「議案第 49 号令和 4 年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 12「議案第 50 号令和 4 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 12「議案第 50 号令和 4 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 13「議案第 51 号条例廃止（芽室町勤労青少年ホーム条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長　日程第 13「議案第 51 号条例廃止（芽室町勤労青少年ホーム条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 14「議案第 52 号条例廃止（芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止）の議案に対する意見申し出の件（非公開）」及び日程第 15「議案第 53 号芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則廃止の件」

○程野教育長　日程第 14「議案第 52 号条例廃止（芽室町集団研修施設設置及

び管理条例廃止) の議案に対する意見申し出の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 16「議案第 54 号条例廃止(芽室町集団研修施設設置及び管理条例廃止) の議案に対する意見申し出の件(非公開)」

○程野教育長 日程第 16「議案第 54 号条例改正(芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正) の議案に対する意見申し出の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 17「議案第 55 号芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 17「議案第 55 号芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。
生涯学習課長。

○日下生涯学習課長 日程第 17「議案第 55 号芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」について御説明申し上げます。

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするもので、その概要については新旧対照表で御説明いたします。

159 ページを御覧ください。

先ほど条例改正で、2 階和室を会議室 1・2 に分けたという内容で御説明をいたしましたけれども、この施行規則では、そこで使用する備品などについての使用料を設定しているものでございまして、その部屋の表記の変更でございます。160 ページの上から 3 行目に、現行「2 階和室」としているものを改正案では「会議室 1・2」に分けたのですけれども、会議室 2 のほうで使っていただくという整理で、「和室」から「会議室 2」への変更と。使用する機材の使用料については変更ないという内容でございます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 先ほどの件の表記の関係の変更であります。

質疑ございますか。よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について議案どおり可決いたします。

◎日程第 18「議案第 56 号芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長　日程第18「議案第56号芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○日下生涯学習課長　日程第18「議案第56号芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」について御説明申し上げます。

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするもので、その内容について新旧対照表で御説明いたします。

163ページを御覧ください。

芽室町総合体育館では、芽室町町営水泳プールとの共通回数券というものを設置してございます。この共通回数券の使用期限の変更でありますと現行は「発行日の属する年度の翌年度の年度末まで、3月31日まで」となってございますけれども、改正案では、共通回数券について「発行日の属する年度の3月31日まで」に改正しようとするものであります。

その理由は、令和5年4月1日から新たな温水プールが供用開始するに当たって料金体系を改正する予定であることから、現在発行している共通回数券との整合が取れないということになりますので、令和5年3月31日までの使用期間ということを定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長　本件について、質疑ござりますか。よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長　それでは、議案どおり可決いたします。

○日程第19「議案第57号芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長　日程第19「議案第57号芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○日下生涯学習課長　日程第19「議案第57号芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中一部改正の件」について御説明申し上げます。

芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするもので、その内容については新旧対照表166ページです。

先ほどの芽室町総合体育館と同様、総合体育館と町営水泳プール共通の回数券を設置していることから、先ほどの体育館の説明と同じ内容で、利用については令和5年3月31日までの使用とするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長　先ほどの議件と同じ趣旨で変更ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、議案どおり可決いたします。

◎日程第 20「議案第 58 号令和 3 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 20「議案第 58 号令和 3 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程、説明お願いします。

○事務局 3 月の教育委員会会議ですけれども、3 月 15 日火曜日、臨時として 16 時から開催させていただきたいと思います。3 月 25 日は定例として行うのですけれども 14 時 30 分からとなっております。その他を見ていただいて、一番下になりますけれども、令和 3 年度の転任校長教頭慰労激励会を 16 時から開催させていただきたいと思いますので、教育委員会会議を少し早目に開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上になります。

○程野教育長 それでは、以上で第 18 回教育委員会会議を終了いたします。
お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 土 井 槟 悟